農業経営支援アドバイザーを募集します！

　滋賀県農業再生協議会では、経営意欲のある農業者（以下、「担い手等」という。）が創意工夫を生かした農業経営を展開できるよう、収益性の向上、円滑な経営継承、農業経営の法人化等の多様な経営課題に適切に対応するため「しがの農業経営相談所」を設置しています。そこで、担い手等に対し経営診断や経営改善指導等を専門的におこなう者を「農業経営支援アドバイザー（税理士･中小企業診断士など）」として登録するため、以下により農業経営支援アドバイザーを募集します。

主な業務内容

（１）担い手等に対し、農業経営の法人化、集落営農の組織化・法人化、収益性の向上、円滑な経営継承等の多様な経営課題に対する経営診断・指導、経営相談等。

（２）滋賀県農業再生協議会が担い手等に対し企画、開催する研修会等の講師。

（３）「しがの農業経営相談所」に対する助言等。

応募条件

　応募できる方は、次の（１）～（４）までの要件を全て満たしていることが必要です。

（１）本事業の実施に必要な各種の専門的かつ実践的な知識、技術、技能等(以下「技能等」という)を有すること。

（２）専門的分野において担い手等の経営体への支援実績があること。

（３）県内すべての地域において、訪問による支援ができること。

（４）以下のいずれか一つの経験を有すること。

　　①　技能等を活用した実務に10年以上従事した経験を有すること。

　　②　技能等に関する公的資格を有し、かつ技能等を活用した実務に５年以上従事した経験を有する者。

　　③　技能等に関する指導、教育、研究等に５年以上従事した経験を有する者。

　　④　上記①から③に掲げる者と同等以上の技能等及び経験を有すると認められる者。

選定方法

　書類審査で審査基準を満たした者を対象に、「農業経営支援アドバイザー登録規程」に定められた選定基準に基づき審査のうえ決定します。

応募方法

（１）応募期間

令和元年６月２７日（木）～７月８日（月）

（２）応募書類

①履歴書（様式１）

②支援実績書（様式２）

③秘密保持に関する誓約書（様式３）

（３）提出部数

　　１部

（４）提出先

滋賀県農業再生協議会

　　〒520-0807　滋賀県大津市松本1丁目2番20号（滋賀県農業教育情報センター2階）

　　電話番号　077-528-5211

業務方法および登録期間

「しがの農業経営相談所」からの依頼を受け、先述の「主な業務内容」を実施していただきます。なお、「主な業務内容（１）」の業務に従事していただいた後は、別に定める実績報告書等を「しがの農業経営相談所」に提出していただきます。

今回の募集におけるアドバイザーとしての登録期間は、令和４年３月末日までとします。

謝金等

謝金の単価は「農業経営支援アドバイザーの報酬等要領」に基づき、旅費は別途支給します。

留意事項

（１）農業経営支援アドバイザーとして活動するには、「しがの農業経営相談所」からの依頼が必要であり、登録されても業務の依頼がない場合もあります。

（２）農業経営支援アドバイザーとして登録された場合、氏名、略歴、専門分野、公的資格、顔写真について、ホームページやパンフレット、支援対象者への講師紹介等に活用させていただきます。

（３）支援の実施に当たっては、「しがの農業経営相談所」と打合せを行い、秘密保持を厳守してください。

（４）公序良俗等に不適切なことがあった場合や、相談者からの評価が著しく低い場合は、登録を解除することがあります。